

堺市告示第6号

令和5年9月8日付け堺市告示第330号により告示した土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定に係る告示内容について一部誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和7年1月15日

堺市長 永 藤 英 機

訂正箇所	訂正内容	
1 指定する形質変更時要届出区域	訂正前	堺市西区築港新町2丁6番40、6番42及び6番43の各々の一部（別紙図面参照）
	訂正後	堺市西区築港新町2丁6番40の一部（別紙図面参照）
別紙図面	訂正前	別記1のとおり
	訂正後	別記2のとおり

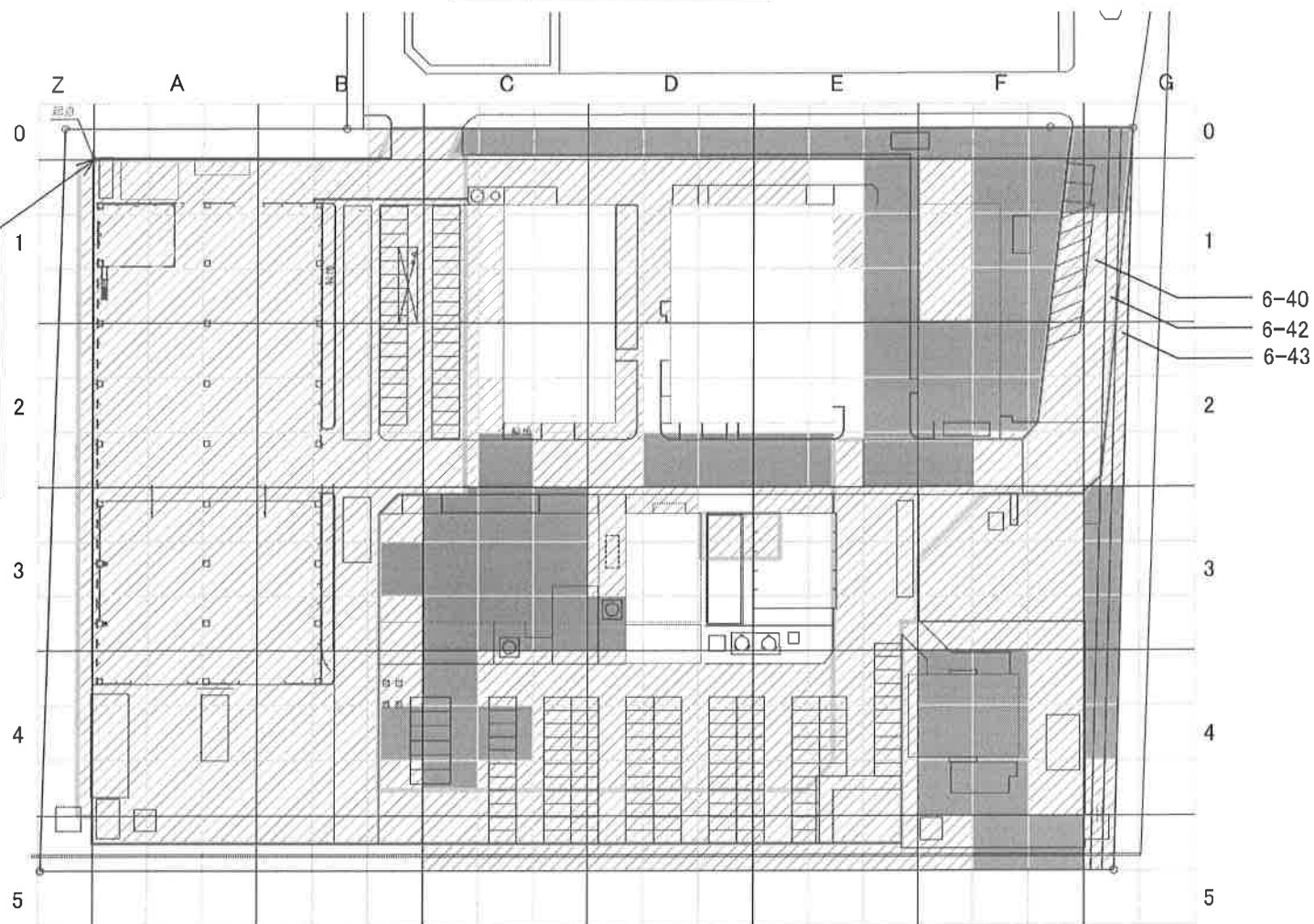


【起点】

起点は以下のとおりとした。
(緯度34°33'43、経度135°25'41)

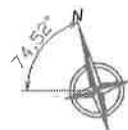
【格子の回転角度】

起点を支点として東西方向及び
南北方向に引いた線並びに
平行に10m間隔で引いた線を
右に74.52度回転させて得られ
た線により調査地を区画した。



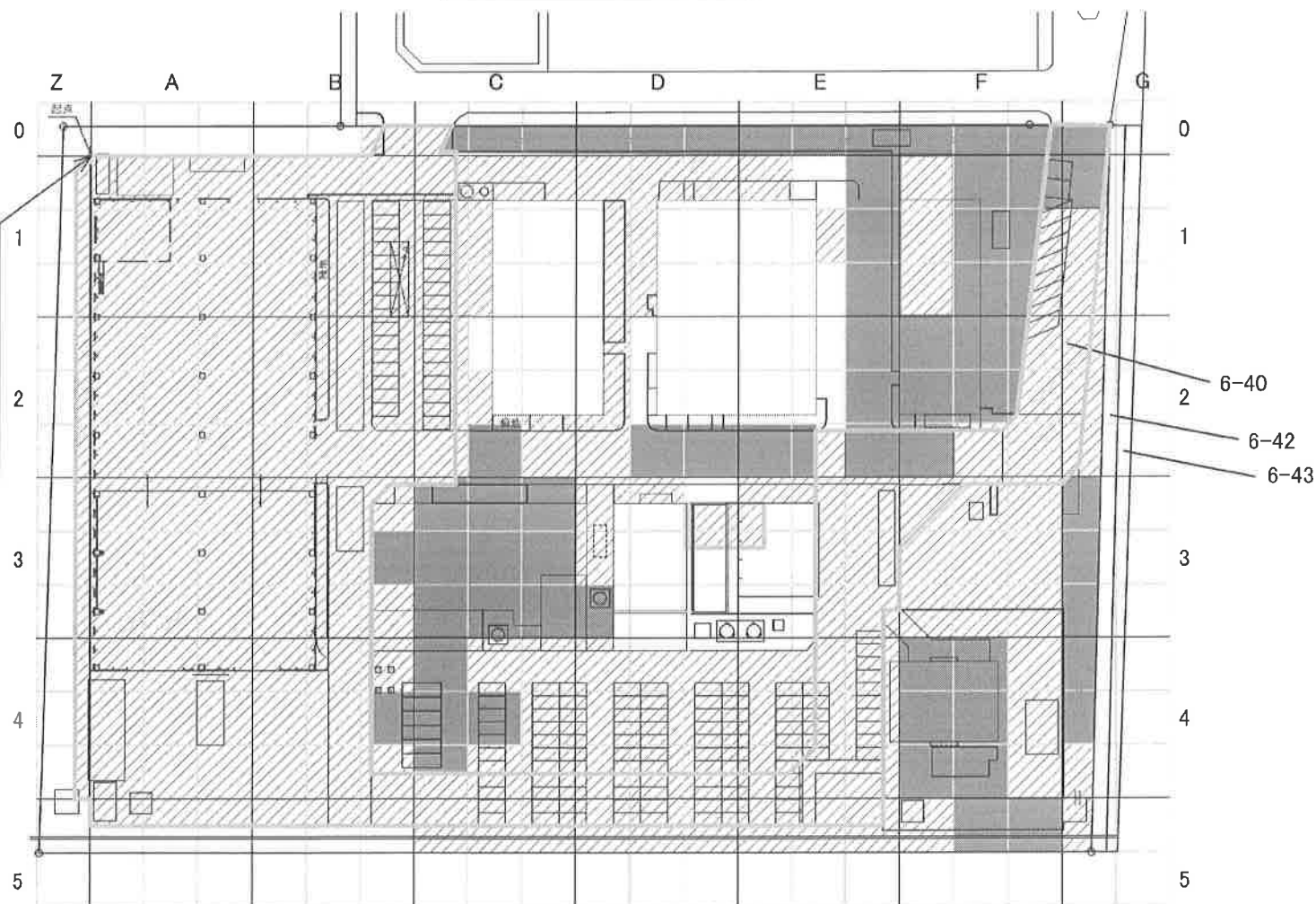
(凡例)

- 単位区画 (10m×10m=100㎡)
- 30m格子 (30m×30m=900㎡)
- 形質変更時要届出区域 (今回指定する区画)
- 形質変更時要届出区域 (令和5年4月28日 法指-45)



【起点】
起点は以下のとおりとした。
(緯度34°33'43、経度135°25'41)

【格子の回転角度】
起点を支点として東西方向及び
南北方向に引いた線並びに
平行に10m間隔で引いた線を
右に74.52度回転させて得られ
た線により調査地を区画した。



(凡例)

- 単位区画 (10m×10m=100㎡)
- 30m格子 (30m×30m=900㎡)
- 形質変更時要届出区域 (今回指定する区画)
- 形質変更時要届出区域 (令和5年4月28日 法指-45)